

役員選出要領

2017 年 9 月 8 日理事会承認

I. 役員定数

- (1) 理事の定数は 32 名とし、選挙および推薦により選出する。
- (2) 理事は、当該役員選挙の対象となる社員が、代議員（社員）選挙において申告した専門分野（内科、外科、小児科、その他分野(基礎含む)）を基に、以下の配分で選出する。
 - ① 全国区で選出される理事：
「外科枠(東日本地区)」、「外科枠(西日本地区)」、「小児科枠」、「女性枠(東日本地区)」、「女性枠(西日本地区)」から各 1 名を選挙により選出（計 5 名）
 - ② 支部で選出される理事：
理事会で定めた各支部の定数を選挙により選出（計 25 名）
 - ③ 推薦で選出される理事：
「その他分野(基礎含む)」から 1 名および分野・性別を問わず 1 名から推薦により選出（計 2 名）
- (3) 支部選出理事の選挙における各支部の定数は、本選挙で選出される新理事が就任する前々年度の 3 月 31 日現在における正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。
- (4) 推薦で選出される理事について、「支部選出枠」又は「全国区選出枠（女性枠）」の理事選挙において「その他分野(基礎含む)」の社員から 1 名以上選出された場合、2 名とも分野・性別を問わず選出できる。
- (5) 監事は、以下の配分で推薦により選出する。
 - ① 会員から選出される監事 : 1 名
 - ② 非会員から選出される監事 : 1 名
- (6) 代表理事は、合議または選挙により 1 名選出する。

II. 選挙により選出される理事（全国区選出理事および支部選出理事）の選出

1. 選挙地区

- (1) 選挙は、全国区、東日本地区および西日本地区、支部ごと（9 支部）に行う。地区および支部については、下記の都道府県の通りとする。
 - ① 東日本地区および西日本地区
 - 東日本地区 : 北海道支部、東北支部、関東甲信越支部、東海支部
 - 西日本地区 : 北陸支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部
 - ② 支部（9 支部）
 - 北海道支部 : 北海道
 - 東北支部 : 青森、秋田、岩手、福島、山形、宮城
 - 関東甲信越支部 : 茨木、神奈川、群馬、埼玉、千葉、東京、栃木、長野、新潟、山梨
 - 東海支部 : 愛知、岐阜、静岡、三重
 - 北陸支部 : 石川、富山、福井
 - 近畿支部 : 大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山

中国支部 ：岡山、島根、鳥取、広島、山口
四国支部 ：愛媛、香川、高知、徳島
九州支部 ：大分、沖縄、鹿児島、熊本、佐賀、長崎、福岡、宮崎

- (2) 支部選出理事選挙時の各社員の支部は、理事選挙における立候補者の確定時点で事務局に届出されている支部とし、それ以降に異動等によって支部の移動が生じた場合も移動前の支部で選挙を行う。ただし、支部を移動することが事前に判明している場合で、立候補者の確定前に事務局に届出があったものについては、移動後の支部で選挙を行うことができる。

2. 被選挙（立候補）資格者

- (1) 被選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された、新理事の任期の開始日において社員となることが決定している者を含む（よって、理事選挙施行日において社員であっても、新理事の任期の開始日において定年または任期満了により社員の退任が決定している者は、被選挙資格を有さない）。ただし、当該理事の就任年度の4月1日現在に満64歳以上の者は、被選挙資格を有さない。
- (2) 理事選挙は立候補制とし、希望者は立候補届および所信表明を理事会が決定した期日までに書面または電磁的方法により事務局に提出しなければならない。立候補は、全国区または支部のいずれか一枠にのみ行うことができる。また、内科以外の女性については、全国区で自身の専門分野、全国区で女性枠、支部のいずれか一枠にのみ行うことができる。
- (3) 立候補締め切り後、社員に電磁的方法を用いて立候補者の公示を行う。公示期間中は、立候補の追加および辞退を受け付ける。公示期間終了後、確定となった立候補者について報告を行う。

3. 選挙（投票）資格者

選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された、新理事の任期の開始日において社員となることが決定している者を含む（よって、理事選挙施行日において社員であっても、新理事の任期の開始日において定年または任期満了により社員の退任が決定している者は、被選挙資格を有さない）。

4. 選挙の施行

- (1) 選挙は、役員の任期満了前に、開催時点に代表理事である者を議長とする理事選出委員会にて行う。理事選出委員会の定足数は社員数の3分の2以上とし、出席した選挙資格者の無記名投票により選挙を行う。代理による出席または委任による投票は認めない。
- (2) 投票は、全国区選出理事選挙では所属する支部に関わらず全国一区で行い、支部選出理事選挙では所属する支部と同一の支部を対象として行う。
- (3) 各選挙における一人当たりの投票数は、選挙ごとの選出人数と同数とする。投票数を超える投票があった場合、超えた選挙を対象として当該投票を無効とする。
- (4) 投票が白票または無効の場合は、有効投票数に含まない。
- (5) 得票数上位者から当選者を決定する。得票数が同数となり選出人数を超える場合、同数となった者を対象として決選投票を行う。決選投票は、同順位者の中から1名に投票することを

原則とし、議長が投票方法を決定する。

- (6) 各選挙において立候補者が選出人数以下の場合、当該選挙は信任投票とする。「信任」、「不信任」のいずれかに投票し、有効投票数の過半数の信任により当選とする。
- (7) 開票は立会人が監督を行う。立会人は、開催時点に総務幹事である者から議長が指名する。

5. 選挙の結果

- (1) 各選挙の経過および結果は、議長または議長により指名された代理の司会者が行う。
- (2) 結果発表は、当選者を五十音順に発表する。なお、得票数および順位の発表は行わない。
- (3) 当選者が辞退した場合、同選挙の次点者を繰り上げて当選とする。
- (4) 選挙で選出された新理事を、理事会および社員総会において候補として付議する。

Ⅲ. 代表理事の選出

- (1) 代表理事は、理事選挙で選出された新理事の中から、新理事の合議または選挙により選出する。
- (2) 開催時点に代表理事である者を議長として、進行を行う。
- (3) 合議により代表理事が決定した場合、選挙は行わない。
- (4) 合議により代表理事が決定しない場合、自薦・他薦により候補を募る。候補者が複数名の場合は選挙を行う。
- (5) 合議または選挙により選出された新代表理事を、社員総会で承認された新理事が構成する新理事会において、候補として付議する。

Ⅳ. 推薦により選出される理事の選出

- (6) 推薦により選出される理事は、Ⅲ. で選出された新代表理事が推薦を行う。
- (7) 推薦の対象は、理事選挙において当選となった新理事を除く、被選挙資格者とする。
- (8) 新代表理事から推薦のあった候補者について、理事選挙で選出された新理事が確認を行った後に、理事会および社員総会において候補として付議する。

v. 監事の選出

- (1) 推薦により選出される監事は、Ⅲ. で選出された新代表理事が推薦を行う。
- (2) 当該監事の就任年度の4月1日現在に満69歳以上の者または再任が3期以上となる者は、監事資格を有さない。
- (3) 会員から選出する監事の推薦の対象は、本会の理事に就任したことがある者とする。
- (4) 非会員から選出する監事の推薦の対象は、監事の職責を全うし得る知見を有し、かつ本会と利害関係を持たない者とする。
- (5) 新代表理事から推薦のあった候補者について、理事選挙で選出された新理事が確認を行った後に、理事会および社員総会において候補として付議する。

附則.

- (1) 理事選出委員会に関する規則、選挙の投票の詳細、推薦により選出する理事および監事の推薦に関する詳細については、別に定める。
- (2) 本要領の改定は、理事会の議決により行う。